資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額三百五十四億五千三百七十一万二百六十三円を全額減少させて、資本金の額を〇円とし、資本準備金の額百五十四億八千九百四十六万五千八百七十九円を全額減少させて、資本準備金の額を〇円とすることと致しました。

効力発生日（予定）は平成二十一年十一月十日であり、株主総会の決議は平成二十一年九月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しております。

平成二十一年九月二十九日

東京都港区六本木六丁目十番一号

ラディアホールディングス株式会社

代表取締役　チャールズジョンアバディ

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十一年十月十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十一年九月二十九日

東京都港区南青山三丁目二番五号南青山シティビル

株式会社エスクリ

代表取締役　岩本　博

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年九月二十九日

静岡県静岡市葵区安西三丁目七二番地

静岡冷凍倉庫株式会社

代表取締役　古橋　泱

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年九月二十九日

静岡県静岡市葵区安西三丁目七五番地

丸善製茶株式会社

代表取締役　古橋　剛俊

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年九月二十九日

大阪市中央区安土町三丁目四番八号東光ビル内

株式会社東光物流センター

代表取締役　光井　良治

合併につき株券等提出公告

当社は、日本栄船株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年九月二十九日

兵庫県神戸市中央区海岸通五番地

明昭興産株式会社

代表取締役　額田　茂

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社後楽園フードサービスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年九月二十九日

大分県別府市大字東山一二三番地の一

株式会社西日本後楽園

代表取締役　朝井　正昭

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である西脇猛博が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月二十九日

東京都渋谷区神南一丁目二〇番五号

エイチアンドオアシスインターナショナル

日本における代表者　西脇　猛博

限定承認公告

本籍滋賀県彦根市栄町一丁目一六番地一、最後の住所滋賀県大津市美空町二番一三―四〇六号

被相続人　亡　谷口五佳夫

右被相続人は平成二十一年七月二日死亡し、その相続人は平成二十一年九月十四日大津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十九日

大阪府富田林市寺池台四丁目二番三五一―五〇二号

相続財産管理人　谷口　徹郎

限定承認公告

本籍大阪府高槻市西冠二丁目八三二番地一、最後の住所大阪府高槻市西冠二丁目一四―四

被相続人　亡　林　孝史

右被相続人は平成二十一年三月二十日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二十七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十九日

大阪府高槻市西冠二丁目一四―四

相続財産管理人　林　弘子

限定承認公告

本籍広島県尾道市因島土生町一八二三番地、最後の住所広島県尾道市因島土生町一八四五番地

被相続人　亡　川上　光三

右被相続人は平成二十一年六月十五日死亡し、その相続人は平成二十一年九月十日広島家庭裁判所尾道支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十九日

広島県尾道市因島土生町一八四五番地

限定承認者　川上　純

限定承認公告

本籍沖縄県宜野湾市嘉数三丁目一一番、最後の住所沖縄県宜野湾市嘉数一丁目四番四三号

被相続人　亡　仲本　トミ

右被相続人は平成二十年十月十四日死亡し、その相続人は平成二十一年九月八日那覇家庭裁判所沖縄支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十九日

沖縄県宜野湾市字愛知五番地二第二マルセイユマンション二のD

相続財産管理人　平安山英雄

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年九月十一日の総社員の同意により、名称を一般社団法人速見ヒルズ管理組合に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月二十九日

大分県速見郡日出町大字南畑一七五三番地一六二一

無限責任中間法人速見ヒルズ管理組合

代表社員　三浦　定雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十一年九月二十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番十―二〇一号　アテネデベロップメント特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、第一回A号優先出資三千口、第一回B号優先出資四千口及び第二回B号優先出資一万六千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十月三十日までに当社にご提出ください。

平成二十一年九月二十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番十―二〇一号　アテネデベロップメント特定目的会社

取締役　松澤　和浩

正　誤

平成二十一年八月二十一日法務省告示第三百八十二号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

四ページ一段終りから二一行目から二〇行目までを削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月二十九日付第二〇七号

一二八ページ●同日付政府調達第一七八号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）